

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年－3 (30.2.15)	生活環境	<p><b>電子商取引における景品表示法等の適用に係る消費者・事業者への注意喚起及び消費者庁等関係機関への意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>企業が懸賞広告を実施する際には、消費者の射幸心を過度にあおることを防止し、本来の商品の質を確保し、不当な顧客の誘引を防止し、もって一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）において、購入額に対して当選者に与えることのできる経済的価値の上限が定められている。しかし、これを守らない事業者も存在する。</p> <p>1 はじめに</p> <p>鳥取県民を含め多くの人を使う無料電話・通信アプリ「LINE」を提供するLINE株式会社は、年末年始に、同アプリを利用した「お年玉キャンペーン」と称して、電子的なくじが付いた「年賀スタンプ」を、1種類当たり120円（税込）で販売した。スタンプとは、メッセージを相手に送る際に、メッセージを図画で彩り、感情を表現するためのデコレーションであり、1つのスタンプの購入につき10個のくじが付与される。これをメッセージを受け取った相手が開封すると、抽選によって1円から100万円までの金額が当たる仕組みとなっている（はずれを含む）。100万円は、100名に当たるとされており、賞金金額は総額2億1,400万円にも及ぶ。年賀状期間の前後には、同社からスタンプの購入を呼びかけるLINEメッセージが届いたり、同社ツイッターアカウントには「当たりが出ました」「まだ当たりはあります」という旨の書き込みも多くあった。</p> <p>具体的には、当せん金額100万円の場合は現金で当せんし、当せん金額1万円又は1千円の場合は金銭的価値を有するLINEpay（クレジットカード加盟店で使えるプリペイド）残高が付与され、当せん金額がそれ以下の場合はLINEpay残高に変換できるポイントの形で付与され、JCB加盟店などで使える仕組みとなっている。本件は、次に記載するように、景品表示法違反の蓋然性が高いと思われる。</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

## 2 景品表示法の規定

本件は、物品の購入者に対し、100万円という金額を、抽選という偶発的な事象に委ねて当せん者に分配する点において、取引に付随する、いわゆるクローズド懸賞である。

懸賞広告（民法529条以下）は、オープン懸賞と、クローズド懸賞に大別される。前者は、新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等で企画内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、郵便はがき、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画をいい、後者は、商品・サービスの購入等の取引が条件になっているものをいう。

クローズド懸賞においては、消費者の金銭の出えんを伴うことから、事業者が過大景品を提供することにより消費者が過大景品に惑わされて質の良くないものや割高なものを買わされてしまうことや、消費者の射幸心をあおることを防止し、また、過大景品による競争がエスカレートすると、事業者は商品・サービスそのものでの競争に力を入れなくなるおそれもあることから、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため、景品表示法において、景品規制がなされている。付言するなら、高額な懸賞賞品を提供するとして顧客を誘引したはいいが、実は賞品が用意されていなかったということもあり得て、実際に、某懸賞雑誌を販売する出版社において、自社の懸賞雑誌の購入を条件にしたクローズド懸賞において、実際には賞品が必要数用意されていなかった事件も報道されていた。

景品表示法上の「景品類」とは、（1）顧客を誘引するための手段として、（2）事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する（3）物品、金銭その他の経済上の利益であり、景品類に該当する場合は景品表示法に基づく景品規制が適用される。

また、商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することを懸賞といい、本件のような一般懸賞においては、懸賞となる取引価額が5,000円未満の場合は取引価額の20倍まで、取引価額が5,000円以上の場合は10万円までとなっている。

たとえば、前者は、100円のお菓子を買ったら2,000円までの賞品が当たるケースが合法となり、後者は、電気店で5,000

		<p>円の購買につき抽選券が1枚もらえて、それで10万円相当のハワイ旅行が当たるケースなどが合法となるものである。一方、本件は、顧客を誘引するために、スタンプの購買という取引に付随して、100万円という金額の経済的利益をくじ等の偶然性によって提供する点において、景品表示法違反となる蓋然性が高い。</p> <p>3 結論</p> <p>上記記載のように、購入金額に比して著しく高額な当せん金額の懸賞を実施することは、景品表示法に違反することに鑑み、消費者庁等の関係省庁に対し、事業者が懸賞広告を実施する際、景品表示法を遵守すべきことを周知するよう求める意見書を地方自治法第99条に基づき提出することをお願いしたい。さらに、鳥取県の関係部局においても、消費者に対して、スタンプ等商品の販売に付随する懸賞広告や景品表示法等について、注意喚起をお願いしたい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 鳥取県議会として、消費者庁等の関係省庁に対して、事業者が懸賞広告を実施する際には景品表示法の規定を遵守すべきことを周知するよう求める意見書を、地方自治法第99条に基づき提出すること。</li><li>2 鳥取県の関係部局においても、消費者に対して、商品の販売に付随する懸賞広告や景品表示法等について、注意喚起すること。</li></ol>	
--	--	---	--